

定 例 教 育 委 員 会 議 案 等 の 概 要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 1	1 件 名 令和2年度採用茨城県公立学校教員選考結果（2期募集，高等学校特別選考）について 2 提案理由等 令和2年度採用茨城県公立学校教員選考試験（2期募集，高等学校特別選考）の選考結果について報告するもの 3 内 容 ○学校種別，選考種別の合格状況等 （内訳） 【2期募集】 ・ネイティブ教諭の選考 ・英語の資格による小中高校の英語教諭の選考 ・特別支援学校（自立活動）の選考 ・現職教諭の選考 【高等学校の特別選考】 ・高等学校水産 ・高等学校看護 4 担 当 課 学校教育部 義務教育課・高校教育課 特別支援教育課・保健体育課	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考															
専決第3号	1 件 名 茨城県指定有形文化財の指定の専決について 2 提案理由等 茨城県文化財保護審議会の答申を受け、茨城県教育委員会事務専決規程第3条第1項の規定に基づき、専決をもって県指定有形文化財の指定を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告するもの 3 内 容 指定される物件は次のとおり <table><tr><th>記号 番号</th><th>名 称</th><th>数量</th><th>所在地</th><th>所有者</th></tr><tr><td>建第 87号</td><td>きゅうこまつけじゅうたく 旧小松家住宅</td><td>1棟</td><td>小美玉市下玉里 1831番地</td><td>小美玉市</td></tr><tr><td>考第 31号</td><td>つばいうえいせきしゅつど 坪井上遺跡出土 こうぎよくせいたいしゅ 硬玉製大珠</td><td>7点</td><td>常陸大宮市中富町 1087番地の14 (常陸大宮市歴史 民俗資料館大宮館)</td><td>常陸大宮市 教育委員会</td></tr></table> 指定日：令和元年12月26日 4 担 当 課 総務企画部文化課	記号 番号	名 称	数量	所在地	所有者	建第 87号	きゅうこまつけじゅうたく 旧小松家住宅	1棟	小美玉市下玉里 1831番地	小美玉市	考第 31号	つばいうえいせきしゅつど 坪井上遺跡出土 こうぎよくせいたいしゅ 硬玉製大珠	7点	常陸大宮市中富町 1087番地の14 (常陸大宮市歴史 民俗資料館大宮館)	常陸大宮市 教育委員会	資料 番号 ②
記号 番号	名 称	数量	所在地	所有者													
建第 87号	きゅうこまつけじゅうたく 旧小松家住宅	1棟	小美玉市下玉里 1831番地	小美玉市													
考第 31号	つばいうえいせきしゅつど 坪井上遺跡出土 こうぎよくせいたいしゅ 硬玉製大珠	7点	常陸大宮市中富町 1087番地の14 (常陸大宮市歴史 民俗資料館大宮館)	常陸大宮市 教育委員会													

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
専決第4号	1 件 名 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する同意の専決について 2 提案理由等 令和元年第4回茨城県議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がなかったため、専決をもってこれに同意したので報告するもの 3 内 容 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (1) 改正の趣旨 人事委員会勧告等に伴い、職員の給料月額の改定、期末・勤勉手当の支給月数の引上げ等、所要の改正をするもの (2) 改正の概要 ア 給料表の引上げ（平均+0.1%） イ 勤勉手当の改定（一般職、特別職ともに+0.05月分） ウ 住居手当の見直し（支給対象となる家賃額の引上げ及び手当額の上限の引上げ） エ 通勤手当の改正（パークアンドライドにおける駐車料金を通勤手当として支給） オ 任期付職員給与の見直し（育休任期付短時間勤務職員等に常勤職員給料表を適用） カ 特殊勤務手当の見直し（夜間学級担当手当の新設等） 4 施 行 日 規則で定める日（一部令和2年4月1日） 5 担 当 課 総務企画部総務課	資料 番号 ③

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
専決第5号	1 件 名 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する同意の専決について 2 提案理由等 令和元年第4回茨城県議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がなかったため、専決をもってこれに同意したので報告するもの 3 内 容 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (1) 改正の趣旨 旅費制度を旅行実態に則したものとするとともに、旅行命令に係る手続きの簡素化を図るため、所要の改正をするもの (2) 改正の概要 ア 旅行雑費の見直し 旅行雑費のうち、市内における旅行（100円）、県内における旅行及び公用車による旅行（200円）に係るものを廃止する。 イ 旅行命令の簡素化 旅費が支給されない旅行については、口頭による旅行命令を可とする。 ウ 外国旅行に係る規定の整備等 4 施 行 日 令和2年4月1日 5 担 当 課 総務企画部総務課	資料 番号 ④

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考						
第38号議案	1 件 名 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等 一般職の給与改定に準じて、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則について、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 給料表の改正等 一般職の給料表の改正に準じて、現業職給料表（一）及び現業職給料表（二）を引き上げる。（平均改定率+0.1%） また、給料月額を基礎として規定されているもの（給料の調整基本額表等）について、所要の改正を行う。 (参考)<table><tr><th>給料表</th><th>対象職員</th></tr><tr><td>現業職給料表（一）</td><td>学校用務員など船舶員以外に適用</td></tr><tr><td>現業職給料表（二）</td><td>海洋高等学校の船舶員にのみ適用</td></tr></table> 4 施 行 日 公布の日（平成31年4月1日に遡って適用） 5 提 案 課 総務企画部総務課	給料表	対象職員	現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外に適用	現業職給料表（二）	海洋高等学校の船舶員にのみ適用	資料 番号 ⑤
給料表	対象職員							
現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外に適用							
現業職給料表（二）	海洋高等学校の船舶員にのみ適用							

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
その他1	1 件 名 茨城県スポーツ推進審議会の答申について 2 提案理由等 茨城県スポーツ推進審議会において諮問事項に対する答申がまとまり、令和元年10月31日（木）に答申が提出されたので、その概要について説明するもの 3 内 容 （1）諮問事項 「茨城国体終了後の競技力維持・向上に必要なスポーツ環境の整備について」 （2）答申内容 ・選手強化事業の現状と課題 ・スポーツ環境の整備状況と各施設の問題点 ・競技力向上に向けた具体的施策 4 担 当 課 学校教育部保健体育課	資料 番号 ⑥